

一般社団法人 家財整理相談窓口における入会および会費等に関する規則

一般社団法人家財整理相談窓口（以下「本会」という。）が、本会定款（以下「定款」という。）に基づき定める入会および会費規則を以下のとおり定める。

第1条（目的）

本会を運営するために会員は、以下に定める会費を納入する。

第2条（入会）

- 一、新たに会員として入会しようとする者は、別紙の入会申込書により、本会代表理事に入会を申し込みなければならない。
- 二、第1項の申し込みに際して、下記書類を添付しなければならない。ただし賛助会員においては下記項の②～⑤は添付の必要はないものとする。
 - ① 別紙の誓約書
 - ② 別紙の代表者の経歴書
 - ③ 登記事項証明書（取得から3ヶ月以内）ただし、個人事業主の場合は代表者の住民票（本籍地記載ありで取得から3ヶ月以内）
 - ④ 事業を営んでいる証明書類（パンフレット等）
 - ⑤ 事務所等の写真

第3条（会費の額）

- 一、正会員の会費の額は、入会費を10万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。
- 二、準会員の会費の額は、入会費を1万円、年会費2万4千円を一口とし、一口以上とする。
- 三、賛助会員の会費の額は、年会費3万6千円を一口とし、一口以上とする。
- 四、前項、賛助会員の会費に限り、理事会決議により変更できるものとする。

第4条（会費の納入等）

- 一、正会員、準会員および賛助会員は、本会事務局が指定する振込口座に定款第32条に定める事業年度の当初から2月以内に納入する。なお、入会が期の半ばである場合は、入会日から2月以内に納入するものとし、月割分を納入する。
- 二、振込にかかる手数料は、会員が負担する。
- 三、既に納めた会費については、その理由の如何を問わず返還しない。
- 四、準会員から正会員になる場合は、準会員時に納入した入会費と正会員の入会費との差額分を2月以内に納入する。

第5条（規則の変更）

この規則の変更は総会において議決する。

附則

この規則は、本会の設立の日（平成27年2月12日）から施行する。

この規則は、令和4年8月8日から施行する。